

● スペシャルティスタッフ労働協約【本則】

本則			
	現行	改訂	備考
	第5章 人事	第5章 人事	
	第1節 人事	第1節 人事	
	第503条(試用期間) 新たに採用した者については、採用の日から <u>3ヵ月間</u> を試用期間とする。 (以下略)	第503条(試用期間) 新たに採用した者については、採用の日から <u>6ヵ月間</u> を試用期間とする。 (以下略)	他雇用形態に合わせて修正
	第506条(再契約) (中略) ⑤ <u>最終の契約期間</u> は、満60歳の誕生日の属する月の末日の前日を超えないものとする。 (以下略)	第506条(再契約) (中略) ⑤ <u>雇用期間終了日</u> は、満60歳の誕生日の属する月の末日の前日を超えないものとする。 (以下略)	他雇用形態に合わせて修正
	第508条(人事異動) 会社は、業務の必要により、スペシャルティスタッフに対し、異動配置を命ずることがある。スペシャルティスタッフは正当な理由がない限り、これを拒むことができない。なお、会社は、スペシャルティスタッフの人事異動を行う場合は、組合に通告し、本人に内示する。	第508条(人事異動) 会社は、業務の必要により、スペシャルティスタッフに対し、異動配置を命ずることがある。スペシャルティスタッフは正当な理由がない限り、これを拒むことができない。 <u>但し、この場合、雇用契約を解約することができる。</u> なお、会社は、スペシャルティスタッフの人事異動を行う場合は、組合に通告し、本人に内示する。	他雇用形態に合わせて修正
	第509条(出向) 会社は、事業の都合によりスペシャルティスタッフを会社外の職務に従事させることがある。その際、会社は本人の事情を充分斟酌し、同意を得て行う。但し、この場合、スペシャルティスタッフは正当な理由がなければ、これを拒むことはできない。なお、詳細は、その都度会社・組合協議のうえ決定する。	第509条(出向) 会社は、事業の都合によりスペシャルティスタッフを会社外の職務に従事させることがある。その際、会社は本人の事情を充分斟酌し、同意を得て行う。この場合、スペシャルティスタッフは正当な理由がなければ <u>これを拒むことはできないが、雇用契約を解約することができる。</u> なお、詳細は、その都度会社・組合協議のうえ決定する。	他雇用形態に合わせて修正
	第510条(転勤) 就業場所の変更に伴い、通勤距離が片道100km以上もしくは通勤時間が2時間を超えた場合は、原則として転勤とし、会社はスペシャルティスタッフの事情を充分斟酌のうえ転勤させる。但し、この場合は、スペシャルティスタッフは正当な理由がなければ、これを拒むことができない。なお、その取扱いは別に定める「転勤規程」による	第510条(転勤) 就業場所の変更に伴い、通勤距離が片道100km以上もしくは通勤時間が2時間を超えた場合は、原則として転勤とし、会社はスペシャルティスタッフの事情を充分斟酌のうえ転勤させる。この場合は、スペシャルティスタッフは正当な理由がなければ、これを拒むことが <u>できないが、雇用契約を解約することができる。</u> なお、その取扱いは社員労働協約「転勤規程」による。	他雇用形態に合わせて修正
	第15章 効力	第15章 効力	
	第1504条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年4月1日から <u>2026</u> 年3月31日までとする。	第1504条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年4月1日から <u>2027</u> 年3月31日までとする。	・有効期間の更新
	第1505条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2027</u> 年3月31日を超えることはできない。	第1505条(自動更新) 本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、 <u>2028</u> 年3月31日を超えることはできない。	・有効期間の更新

本則			
	現行	改訂	備考
	第 15 章 効力	第 15 章 効力	
	第 1504 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2025</u> 年 4 月 1 日から <u>2026</u> 年 3 月 31 日までとする。	第 1504 条(有効期間) 本協約の有効期間は、 <u>2026</u> 年 4 月 1 日から <u>2027</u> 年 3 月 31 日までとする。	・有効期間の更新
	第 1505 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2027</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。	第 1505 条(自動更新) 本協約は、期間満了 90 日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに 1 年間有効とするが、 <u>2028</u> 年 3 月 31 日を超えることはできない。	・有効期間の更新
	第 16 章 付則	第 16 章 付則	
	<u>2025 年 3 月 31 日</u> 株式会社 エムアイカード 代表取締役 <u>梅田 貴生</u> 三越伊勢丹グループ労働組合 エムアイカード支部執行委員長 <u>益田 直哉</u>	<u>2026 年 3 月 31 日</u> 株式会社 エムアイカード 代表取締役 <u>梅田 貴生</u> 三越伊勢丹グループ労働組合 エムアイカード支部執行委員長 <u>益田 直哉</u>	・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする ・労使代表者は、締結日時点とする